

茨城町省エネ家電



買換え促進補助金を始めます！

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、家庭におけるエネルギー負担の軽減及び温室効果ガスの排出削減を目的とした、省エネルギー性能に優れたエアコン又は冷蔵庫への買換えを支援するため、「茨城町省エネ家電買換え促進物価高騰対策事業補助金」を始めます。

【購入・設置・申請の期間】

令和8年8月1日(土)から令和9年1月29日(金)まで

※補助金交付の対象は、上記の期間に茨城県内の店舗又は事業所で新品の対象家電を買換え購入し、設置を完了する必要があります。

● 補助金額 ※千円未満切り捨て

省エネ家電の本体購入費（税抜）の $\frac{1}{3}$ （上限5万円）

※予算に達した時点で受付を終了します。

● 補助対象家電

・ エアコン

※目標年度2027年度における省エネ基準達成率 100%以上 のもの

・ 冷蔵庫

※目標年度2021年度における省エネ基準達成率 100%以上 のもの



←申請等の詳細はこちら

茨城町生活経済部みどり環境課
〒311-3192
茨城町大字小堤1080
TEL/029-240-7135(直通)

裏面をご確認ください

●手続きの流れ

1. 茨城県内に所在する販売店又は事業所で補助対象家電を購入
※インターネット販売及び通信販売は不可
2. 申請書類を町みどり環境課に提出
※窓口へ直接持参するか、郵送にて提出
3. 審査後、申請者に交付・不交付の決定通知を送付
4. 指定口座に補助金の振り込み

●補助対象者の条件

1. 補助対象家電の購入及び交付申請の両方の時点で、町内に居住し、かつ町の住民基本台帳に記録されている方
2. 申請時点で申請者及びその世帯員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと
3. 暴力団及び暴力団員等に該当しない方
4. 申請者及其その世帯員がこの補助金の交付を受けていないこと
5. 買換え前の古い機器を適正にリサイクルしていること
6. 省エネ家電の転売等を目的とした購入でないこと

●申請時の必要書類

1. 交付申請書兼請求書（町指定様式あり）
2. レシートや領収書の写し（購入日、購入店舗、購入金額、製品名等がわかるもの）
3. メーカー保証書の写し
4. 古い機器が設置されていたことがわかる写真及び新たに購入した補助対象家電を設置したことがわかる写真
5. 家電リサイクル券（排出者控）の写し
6. 補助対象家電の省エネルギー基準達成率が確認できる資料
7. 申請者本人の口座情報のわかる書類等の写し
8. 申請時チェックリスト（町指定様式あり）



↑申請等の詳細はこちら

●注意点

1. 申請できるのは、令和8年8月1日（土）から令和9年1月29日（金）までに購入・設置・申請を完了できる方に限ります。
2. 補助の対象になる購入家電は、**新品**のみです。
3. 補助の対象になるのは**家電本体の金額（税抜き）のみ**で、設置工事費や家電リサイクル料金、配送料、保証料等の経費、割引券やクーポン券、販売店等のポイントで支払った費用は対象外となります。また、地域商品券「きらり」等との併用もできません。
4. 補助対象家電は、同種の機器の買換えで**1世帯につき1台**です。